

# S.-N.-H. Linguet の重農主義批判

## 津 内 匠

### I

しばしば指摘されることだが、重農学派の改革運動は、1766-67年にいたって1つの重大な画期を迎えたと考えられる。すなわち、重農学派はそれが本来的に目標とした農業資本主義化=大農経営化のための政策、すなわち農民の共同体的諸権利の制限・廃棄と農業資本確保のための穀物通商の自由化の強行のうちに、とりわけ小農民・貧農との対抗関係を激化しつつ、1766-67年にいたって、Quesnayの経済理論・政策体系を形骸化し、さらに経済体系としての重農主義体系を政治・社会体系へと展開しはじめたからである。それは重農学派が政治と経済にわたる支配体制を理論的に整備した年でもあり、同時に重農学派の資本性と封建性の結び目を最もはっきりと示した年でもあった。1767-68年に集中した重農主義批判は、多くはこのQuesnay経済学説の形骸化と觀念的な政治社会体系化に起因するものであった。すなわち一方でTurgotは、こうした重農主義経済理論の形骸化を批判しつつ、1766年『富の形成と分配にかんする諸考察』において、Quesnay経済学説の内包するブルジョワ的性格を発展させ、他方、1767-68年にはGraslin、Linguet、Mablyは重農主義の政治・社会体系化を契機に、小農民・貧農を擁護する立場から重農主義批判を展開した。もちろんこれら3人の重農主義批判者たちが、その批判の構想においても展開においても全面的に一致していたわけではない。かれらはむしろ多くの点で対立していたが、資本制生産の進展の前面から排除された小農民・貧農を擁護する立場からの重農主義批判として、その経済理論・政策をむしろ政治的側面から把握し批判する点では一致していた。したがってこれらの批判は、この点では、すでにRousseauによってその典型が示された政

治的急進主義と経済的保守主義としての重農主義批判の、それぞれの展開であったと言える。しかしGraslinは主觀価値説によって重農学派の純生産物の理論を否定し、直接生産者の平等経済社会を構想しながら、主権の理論においてRousseauから後退し<sup>1)</sup>、MablyはRousseauの所有権論を1歩進めて私有財産制を否定し古代国家の平等社会を希求したが、現実的には重農学派の経済理論・政策に妥協した。このようにRousseauの展開といっても必ずしも全面的に発展的なものではなかった。さらにLinguetにいたっては、かれはいっさいの改革を否定して経済的にも政治的にも極端な保守的外觀を示したのだが、かれはじっさいそれによって重農主義体系の矛盾をえぐりだし、Dupont de NemoursやLe Mercier de la Rivière、あるいはむしろTurgotに代表される重農主義のいわば第2期段階における特異な批判者となった。本稿の目的は、このLinguetによる政治と経済にわたる重農主義批判の大要を考察し、その基本的性格を多少ともあきらかにすることにある。

### II

Linguetは1736年Reimsのますしい法律家の家に生まれ、collège de Navarreで法学を研究した。かれは、父の死後、貧苦のなかで10人の「兄弟姉妹の1部隊」を養うため、貴族の秘書となり弁護士となるために法曹界に入ったりしたが、いずれもかれの反抗的な言動のため個人的中傷を受けて永続しなかった。しかしこの間、いわば「ふみかためられた森の小道や承認ずみの思想を軽蔑

1) 津田内匠「J.-J.-Louis Graslinについての覚え書き」『経済研究』13巻1号 参照。

2) Jean Cruppi, *Un avocat journaliste au XVIII<sup>e</sup> siècle. Linguet*. Paris, 1895, chap 1, I.(小樽商大シェル文庫)。

した」<sup>2)</sup> かれは、1762年ごろから断片的に啓蒙思想批判を示しはじめた。すなわちかれは、César や Alexandre の戦場での殺りくに対して Néron の暴挙を弁護したり、Rousseau が『学問芸術論』で示した philosophe 批判を、philosophe と專制君主との結びつきについて新たな局面から取上げたり、Vauban の Dixme royale の主張をくりかえしながら民衆の貧しさを強調したり、Montesquieu の領裁判権を批判したりして、journaliste, pamphlétaire として活躍し、国外逃亡生活中に編集・刊行した *Annales politiques et littéraires* (1777-1792) や *Mémoires sur la Bastille* (1783) では啓蒙專制治下の矛盾を指摘して一般的な名声をえた。そして、このような啓蒙主義に対する時事的断片的な批判を体系的批判として結実するきっかけをなしたのは、かれの法律家としての活動であった。それは Abbeville における有名な La Barre 事件<sup>3)</sup> の弁護であり、この弁護を契機として執筆された『市民法の理論』(*Théorie des loix civiles*, 1767. 2 vol.) である。この『市民法の理論』に対する philosophes, とくに économistes の軽蔑的な反論にこたえたのが『近代的博士たちへの回答』(*Réponse aux docteurs modernes*, 1771.) (一橋大メンガ文庫) であった。

Linguet の philosophe=economiste 批判の基本的態度は、「合理的秩序」のもとにおける現実を徹底的に分析し、現実の非合理をあばきだすことにより、決して改革を提示することではなかった。この基本的態度を押しすすめることは、けっきょくは Linguet のもろもろの主張を極めて反動的な衣裳に包むことになるのだが、現実の不平等を

3) La Barre 事件は 18世紀フランスの宗教的非寛容の事件として Calas, Silvan 事件とともに、今日では理性と寛容の思想的代表者 Voltaire の反教権闘争を特徴づけるものとして知られている。しかし La Barre 事件で最も重要な中心人物は Linguet であった。Voltaire は Linguet の雄弁と精力的な法廷闘争を一時に高く評価し Linguet を支持した。しかるに今日 La Barre 事件が Linguet を無視して Voltaire の栄光とのみ結びつけられているのは、La Barre 事件こそは 18世紀フランスのブルジョワ自由思想の1典型を示す事件であり、皮肉にも Linguet はこの事件を契機としてブルジョワ自由思想を全面的に否定するにいたったからである。

永遠かつ不動の自然秩序のもとに正当化する philosophe=economiste の明証的公理的秩序の体系に対する根本的な批判となった。philosophe=economiste とかれの諸原理の類似点と相異的とを皮肉をこめて指摘する Linguet のつぎのことばは、そのことを語っていよう。「われわれは所有権について、法の単純化の趣好について、規制の複雑化に対する反感について、時代と風習の多様性が危険な弊害をもたらす場合には、古い機構を改革することの必要について同意見である。われわれは共和制の無秩序を排撃する。われわれは唯一者の権力と、事実上最も完全な君主制を尊重する。しかし多くの類似点にもかかわらず、私は諸事実から出発し、諸君は推論から出発するというちがいがある。私は存在しているものを言い、諸君は存在すべきことを言う。私は社会の最下層をなし、すべての重荷を負っている不幸な人々人に対して、かれらの状態は自然ではないこと、それはかれらの権利の掠奪であること、かれらまたはかれらの子孫がいつの日か諸権利をとりもどす勇気を持つなら、なにもそれを妨げるものはないという慰めの考えを与える。それまでは私はかれらに我慢するための諸理由を与えるのだ」(Réponse, III, p. 116.)。このような基本的態度にもとづいて、Linguet の社会成立論の特徴は、第1に philosophe=economiste の自然状態から社会状態へのなめらかな移行という社会の自然的形成過程を否定し、自然状態と社会状態を暴力による断絶として把握し、第2はこの移行を可能にするいっさいの契約思想を否定することにある。第1の点では、Linguet はあきらかに所有権の成立とともに自然状態と対立する社会状態を考え、この社会状態の規範をあくまで人為に求める点で Hobbes, Rousseau の立場にある。第2の点では、かれは philosophe=economiste はもとより、Hobbes, Rousseau をも拒否した。これらのこととをかれ自身の行論に即してみよう。

Linguet は『市民法の理論』の冒頭、私の「諸原理は法の精神のそれでもなく、公法学者のそれでもなく、真理の諸原理である」とのべて、philosophie=economiste の自然法思想の源流を Montes-

quieu, Grotius, Puffendorf およびかれのフランスへの翻訳紹介者 Barbeyracにおいて否定することをあきらかにした。(Théorie, vol. 1. p. 3)したがって Linguet の社会成立論の分析順序は、自然と現実社会との対比からはじめ、現実社会にみられる所有と非所有の対立から法の目的と機能とをひきだし、所有権と法の成立の考察を通じて社会の成立を論ずることになる。これは、もちろん Locke にしたがって自然状態において所有権の発生をみ、Montesquieu にしたがって平和と自己保存と相互補助と社交性を自然状態の基本要素とし、社会状態を自然状態の進化として説明する philosophe=économiste の順序の逆行である。

Linguetによれば、「自然は人間が自由かつ平等に生まれていることを、すべての人眼に示している」。しかし「人間がかかるて自然状態にあつたと考えることが正しいかどうかを検討する必要はない」。「それはもはや存在しないし、またそこに立ち返ることもできない」(Ibid., pp. 169~171.)からである。要するに自然状態は自由と平等の相互に独立的な孤立状態である。しかるに現実の社会状態は「貪欲と暴力が土地を奪ってわが物にし」「貪欲と暴力に關係を持った者だけに土地の所有を認める」本質的に所有と非所有の対立状態である。したがって「この捕われた自然」においては、生産手段としての土地の所有から排除された者は「排他的所有権を主張する富者」のもとで、「自分の財宝の分与にあづかることを許されるために財宝そのものをふやすことに骨を折らねばならない」。富者は貧者の独立を1種の権利侵害と考え、自由を反抗とみなす。Linguetにあっては社会状態とは「こうした自由だの平等だのという幻想をあきらめるべき」状態にはかならず、(Ibid., pp. 175~178)まさに「自然的自由の破滅の上に政治的自由が築かれる」<sup>4)</sup>のである。

ではこの現実社会における法の目的と機能は何か? 「法の目的は」かかる所有と非所有の対立する「社会において平和を維持する」ため、「所有

権を確定すること」(Ibid., p. 180)であり、「法の精神とは所有権を神聖化する」(Ibid., p. 224)ことである。そしていっさいの所有から排除された者は「以後、自分自身の制度によって縛られ、羊小屋の羊のように」「法がかれに指示する扉からしか出入りする権利を持たなくな」るのであり、このときから「人間の存在はいわば自分自身に属さなくな」(Ibid., p. 181)るのである。ゆえに法は、「貧者に对抗して富者に認められた保護」であり、「人類の大部分に対する1種の陰謀」(Ibid., p. 183)である。では法の機能は何か? それは「平和的手段で権力と暴力をつなぎ合わせること」であり、「自分は自由であると信ずることを妨げないようにして人間を隸属させること」(Ibid., p. 187)である。Linguetによれば、その具体的な形態が賃労働であり、賃労働は、このような法の抑圧を緩和するための「姑息な手段」にすぎず、「それは不平等を放逐することなく、それを tolérable なものとした」(Ibid., p. 185)のである。ではこのような目的と機能を持つ法はいかにして確立され、いかにして正当であるか? ということは、philosophe=économiste が主張するように、人間の統一体としての結合は自発的同意の結果であり、法の確立は全契約者に対する保証であるかどうかという問題である。Linguetはこれに対して、社会が法を生みだしたのであって、法が社会を生みだしたのではないと反論した。かれによれば、すべての一般的法則は諸物の諸関係の発見・認識を前提とするのであり、諸関係を比較したり、それによってもろもろの判断を下すのは経験によってである。人間の精神は、それについてなんの観念も有しない諸物を欲しないし、また疑いもしないのである。するとひとは、その結果がなんであるか、またその諸利益がなんであるかを知らない契約を結ぶことはできない。すなわち法はなんらかの社会の成果である。社会を形成しないところに法や契約は存在しない(Ibid., pp. 218~222)。この Linguet の批判は、基本的には社会規範としての法を人為に求める Hobbes, Rousseau の立場からする philosophe=économiste 批判であり、積極的に Rousseau の社会契約批判を目指したものとみることはでき

4) Boesnier de l'Orme, *De l'esprit du gouvernement économique*. Paris, 1775, p. 4. (一橋大メンガーワーク)

ない。しかしペシミスムに徹して、いっさいの改革への展望を排除した Linguet の現実批判は消極的には Rousseau の社会契約の否定をもふくまざるをえなかつた。ところで、法の精神とは、すでにみたように、所有権を神聖化することである。すると所有権は法に先行してあるはずである。しかし所有権それ自体は社会の 1 結果にすぎない以上、「世界には、法よりも古く社会契約とは無関係な・ある秘密な原理」が存在するはずである。この原理とは、「人間を熟慮された政治学によつて結合させる以前に、同一の場所に多数の人間を集め盲目的な本能によって同一の目的に協力させた原理」(Ibid., p. 224) である。ということは、Montesquieu や Puffendorf が主張するように、人間を自然状態から社会状態に導いたのは決して不安でも恐怖でもないということである。すなわち Linguet によれば、自然状態においては孤立人は自分の力だけを感じるのであって、大胆さを感じても不安を感じることはない。孤立人が純粹に未開の状態でなにも持つていなければ、互いに怖れることも期待することもない。ある。「あらゆる機会に他人に助けを求めることがわれわれに教えるのは社会である。われわれから天与の資源を奪うのは社会である。ひとりでいることから生じる不安は社会の慣習である」。したがって、このように自然状態によって解釈し、社会状態を自然状態の展開とみる philosophe=economiste の方法は、つまり Linguet によれば、homme civilisé にしか知られていない弊害をあげて、civilisation そのものの理由とする論理は、攻撃されることをおそれる所有者・富者の論理であつて、攻撃者と想定されている非所有者、なにも攻撃されるべきものを持たない貧者の論理ではない (Ibid., pp. 238 ~239, 248~249)。では社会の生誕を農業に求める philosophe=economiste の主張は正しいか？ Linguet によれば農業はほんらい孤立的であり、その収穫物の所有について排他的である。ゆえに農業における相互補助の必要は社会生誕の原因ではありえない。社会の生誕を農業に求めるのは、「理性とユマニテの眼には掠奪者よりも農民の子孫」(Ibid., pp. 251~252) でありたいためにほかならぬ

い。

Linguet の仮説によれば、社会の最初の外觀が現われたのは狩猟民であった。狩猟民は、かれらが食糧とする野獸を共同で隊を組んで捕えるために協力する必要があったからであり、えものの分配をごまかす必要もなかったからである。Linguet がさきに、いっさいの社会契約にさきだつ盲目的な本能といったのは、この狩猟民の「欲求」である (Ibid., chap. VII)。Linguet はここで Rousseau と同じく philosophe=economiste の自然状態の基本要素のうちの「自己保存」を承認しいるようにみえる。しかしこれはあくまでも「盲目的本能」であつて、「はっきりした意志」(Ibid., p. 246) ではない。この結合関係は永続的な契約関係ではない。この結合を可能にするのは「欲求」のみである。したがつてこの原始的結合関係には「感謝も服従」もなく、「欲求」にのみもとづく狩猟民の一時的結合は自由とともに存続しすべて平等である。この段階は「社会を指示してはいるが社会ではない」(Ibid., p. 272)。眞の社会は、この一時的結合による利益にもとづいて、狩猟民が永続的な結合に発展し、食糧不足になやむ狩猟民が豊富な食糧を持って孤立している。農耕者や牧人を襲い、かれらを制圧することによって成立した。Linguet によれば、社会は必然的に「一方は不安なく消費し、これに反して他方は辛い労働をすることを望む」のである。それはちょうど、「建物を支えるべく予定された柱を地中に打ちこむには、打撃と激しい力こそが必要である」ように、社会を確立するためには、1 部の人間を最低の状態に追いやることが必要であったし、「暴力のみがかれらを服従させうるのである」(Ibid., pp. 273~274)。法は、この最初の掠奪を神聖化し、これに対する第 2 の掠奪を禁ずることで十分であった。「いっさいの市民的法律の軸はただこれだけのものである」(Ibid., p. 286)。いっさいの機構はこれから派生する。Linguet はここにおいて結論する。すなわち「奴隸制は社会の本性と不可分である」(Ibid., p. 256) と。

以上は Linguet の社会成立論の大要である。これによつてみれば、Linguet の主張は基本的に

は Rousseau のヴァリエーションであり, Hobbes を共通の師として持っていることはあきらかである。すなわち Hobbes が自然状態を万人闘争の敵対関係として理解し, それによって社会状態における絶対権力国家の形成の必然性を主張したのに対して, Rousseau と Linguet は, むしろ Hobbes が想定した万人闘争の敵対関係を社会状態に移し, さらに Rousseau はこの社会状態を人民相互間の社会契約によって基礎づけ, Hobbes の主権概念を転換して人民主権の国家社会を構想したのに対して, Linguet は国家社会形成の唯一の原理を暴力におき, 契約の発生を否認し, Hobbes の絶対権力国家の主張を借りて, 主権者と人民間を命令と服従の関係に還元した点で両者は根本的に異なるのである。しかしこの両者の差異は本質的な対立ではない。それはもっぱら Linguet の現実批判がいっさいの改革の問題を積極的にはふくまなかつたという点に起因するのであり, この意味では, Linguet の批判は Rousseau の『社会契約論』における革命的な社会改革のではなく, むしろ『社会契約論』の前提をなす『不平等起原論』における現実批判の立場のいっそうの展開であったと言えよう。しかしこの場合, Linguet がかれ自身の批判を展開するためには, たんに『不平等起原論』の時点にとどまることによっては不可能であり, それは Rousseau をさらに Hobbes に押しかえし, さらに Hobbes の思想からすべての近代的要素を抜きとり Hobbes をさらに Machiavel 以前に押しかえすという徹底的な逆行の方法をとることによってのみ可能であった。Linguet の重農主義批判の積極的な意義と限界はここに求められるであろう。上来みてきたように, Linguet の批判の出発点は, ピューリタン革命時の上層ブルジョワジーのイデオローグとしての Hobbes よりも当代における小農民のイデオローグとしての Rousseau にあったが, かれの主張は Hobbes の『リヴァイアサン』の新解釈<sup>5)</sup> あるいは「新しい Machiavel」と目されていた。Linguet は自ら Hobbes とは原理を同じくするが結論を異にするし, また「新しい Machiavel」(Réponse, II. p. 119.) でもないし, かれ自身の結論は「権力と暴力は神の意

志を完成させたものである」(Théorie, vol. 1, p. 293) ということにあると弁明した。しかしこの弁明は, 神意より発する自然秩序を奉ずる philosophe=economiste に対しては, いっそう痛烈な批判でこそあれ, 弁明にはならなかった。

Linguet は, その国家社会形成の唯一の原理を暴力とする立場から, Rousseau の人民主権にもとづく共和制の方向とは逆に, Marx の表現をかりれば, 「専制主義の開化されたヨーロッパ的形態に反対してアジア専制主義を擁護」<sup>6)</sup> し, 人民抵抗権を否定して, 「社会の基本法は服従の必要にある」(Réponse, II. p. 279.) と主張したのだが, その狙いは, philosophe=economiste の「啓蒙専制主義」あるいは「合法専制主義」を Rousseau が形容矛盾と評した問題点を具体的に指摘することであったろう。すなわち philosophe=economiste は国家・社会体制そのものの批判をめざすのではなく, 所有権の自由と安全のための王権の制限をめざすため, もっぱら自由と専制主義を全く対立するものとして説明し, それによってかれらの自由の守護体制としての合法専制主義の正当性を主張したのだが, 暴力を唯一の社会形成の原理とし, 所有権の不平等を社会形成の絶対的条件とする Linguet の批判の観点からすれば, 自由はたんなる外観のものであり, 所有者の自由と非所有者の隸属=専制主義は不可分のものであり, ほんらい所有権の確立・神聖化を法の目的とする社会の経済関係のもとでは, かれらの契約思想の裏づけをなす人民抵抗権は事実上否定されるのである。このように Linguet は近代から近代以前へと時代を逆行させ, その間の歴史を脱落させることによって特異な近代批判を示したが, それは同時にかれを決定論的ペシミスムに導くことになって, いっさいの改革への展望を不可能にした。

5) Turgot は, リモージュ財務管区知事時代, その書斎に, 架空の書名を書いた書棚を作っていたが, そのなかに Hobb. Leviathan novo Comment illustratum a S. N. H. Linguet と記していた。Oeuvres, T. III. p. 684.

6) マルクス『剩余価値学説史』第1分冊, 長谷部訳, 502 ページ。

## III

Linguet の重農主義経済に対する批判の積極的意義とその限界は、以上にみた・かれの政治社会批判の諸特徴、つまり第 1 に政治批判の側面から接近する・かれの重農主義批判の基本的性格、第 2 に「改革者と言うより分析家」<sup>7)</sup>としての基本的態度、第 3 にかれの社会成立論にみられた時代逆行の方法によってすべて規定されている。したがってかれは、重農学派経済理論の分析的批判を欠き——たとえば『経済表』の理論構造を理解せず、それを孔子の『易經』と対比してその難解さを諷刺し(*Réponse*, II. p. 127, III. pp. 27~32), ——、直観的批判に終始する。またかれは穀物通商の自由にかんしては、重農学派の自然権としての所有権の自由に対抗して、自然権としての生存権=欲求にもとづく掠奪の権利を主張したり、穀物所有者の部分的権利に対する民衆全体の普遍的所有権の優位を主張したりして、主要穀物取引きの取締りを要求する(*Ibid.*, III. pp. 53~72)反面、穀物通商の自由化政策が目ざす大農経営化に反対して分益小作制に固執したりする(*Ibid.*, III. pp. 215~222)が、かれの批判の最も基本的な点は「賃労働に反対して奴隸制を擁護する<sup>8)</sup>」点にあり、その狙いは労働者の自由と資本の專制支配が不可分であることを示すことにある。

われわれはさきに、Linguet が社会成立論において、「奴隸制は社会の本性と不可分である」と理解したことを見た。さらにかれによれば「社会の本質は富者を労働から解放することである」。したがって「ひとは奴隸制を廃止したとき、富と利益も廃止するつもりはなかった」のである、「奴隸制はこんにち、われわれの間で、召使いという名儀で美化され」かつ「永遠化されている」のである(*Théorie*, vol. 2, pp. 461~462)。Linguet はこの召使いを「都市や農村において」、生産手段を持たないという意味で「自由な」、そして主人を持たないという意味で「自由な」「日雇労働者や手労働者」にみいだした。「奴隸制の廃止が

7) H. R. G. Greaves, article "Linguet", in Seltzman, *Encyclopaedia of Social Sciences*.

8) マルクス前掲書。

かれらにもたらした現実の利得はなにか」、それは「餓死の恐怖」である(*Ibid.*, p. 463)。富者がかれらを支配し隸属させるのは、もはや暴力ではなく、「そうしなければ生きてゆけなくすることである。……かれらを市場にひきだすのは貧困であり、かれらは市場で自分を買ってくれる主人を待つ。富裕になる許可を富者から得るために、富者の前にかれらをひざまづかせるのは貧困である」(*Ibid.*, vol. 1, p. 262)。生産手段を失ない、奴隸として主人を持たなくなった自由な労働者は、「欲求」という「最も専制的な主人を持つ」ようになり、「ひとりひとりの主人に服従しなくてもよいが、いっしょにしたすべての人間に服従しなければならない」(*Ibid.*, vol. 2, p. 470)のである。Linguet によれば、このような支配=隸属関係のもとでは、「富裕が労働者の生命の源泉ではなく労働者の生命が富裕の源泉である」(*Réponse*, III p. 205.)にもかかわらず、「かれらは自分の労働を源泉とする豊富の分け前に決してあづからない」のであり、かれらに「約束される僅かな報酬は、かろうじて、かれがそれと交換に提供する労働日の生活資料の価格に等しいだけである」(*Théorie*, vol. 2, p. 466)。労働者の「外観的自由」の帰結はなにか? 「かれらは自分の腕を賃貸することによってのみ生活する。だからかれらは誰か、かれらをやとってくれる人をみいだすか、あるいは餓死するかしなければならない」(*Ibid.*, p. 472)。労働者の外観的「独立性」の帰結はなにか? 「それは富者の過剰と貧者の欠乏とを増加させる。富者は貧民が支出するいっさいのものを貯蓄する。貧民は過剰なものをではなく、最も必要なものを節約することを余儀なくされる」のである(*Ibid.*, p. 483)。

Linguet はこうてし *philosophe=economiste* の経済原理を奴隸制社会まで押しかえし対比することによって、資本制社会の徹底的な搾取機構をほとんど直観的に批判した。この Linguet の批判の中心点は、まさに「重農主義学説の軸点」をなす賃銀鉄則の批判にある。そしてそれは、重農主義の批判者であり同時に最もブルジョワ的な発展者である Turgot による賃銀鉄則の指摘と著しい対照をなしている。両者はともに賃労働を生産手段

と生産者の分離によって生じるものと理解し、これによってもともと重農学派が農業労働において認めめた賃銀鉄則を、たんに農業労働においてだけでなく、あらゆる労働の分野にわたって必然的に生じるものと指摘する。しかし Turgot は、この賃労働の発生を、したがって賃銀鉄則の必然性を、いわば封建制的生産から資本制的生産への発展方向において把握したのに対して、Linguet はいわば資本制的生産を封建的生産へと逆行させる過程でこれを指摘しつつ批判したのであり、ここに両者の重農主義批判(=否定、=発展)における根本的対立が認められるのである。方法的にみれば、Turgot にとっては社会状態の分析にかんして自然状態を想定することは、Linguet 的な意味でも *philosophe=economiste* 的な意味でもあまり重要ではなく、むしろかれの方法的関心は、かれの史的発展の観念にもとづいて、経済社会そのものの歴史的諸段階をあきらかにすることであった。すなわち Turgot は、地代も交換も存在しない平等自給の経済社会の仮定から出発し、土地は平等に分割される以前に耕作され、生産物と欲望の多様性は必然的に交換を招來したという歴史的事実をもって、この仮定を否定し、以後、土地所有の不平等化の進展にともなう社会諸階級の分離を発展段階的に考察した。Turgot はこの「合理的歴史」の方法によって、重農主義の自然秩序の観念から形而上学的明証性を排除したが、その史的発展の観念の思弁的性格に制約されて、自然秩序を全面的に否定しさることはできず、経済社会の発展を自然進歩として把握した。したがってかれもまた、生産のブルジョワ的諸形態を生産の自然的諸形態とみる重農学派の基本的な制約から自由ではなかった。これに対して Linguet はさきにみた歴史逆行の方法によって、重農学派の形而上学的明証性を否定し、また Turgot の「合理的歴史」の方法をも否定して、かれらの主張から「自然」のヴェールをはぎとり、「貧者から掠奪すること

なく、富者のために分配を行なう秘密が自然のなかにあるのだろうか」(*Réponse*, III. p. 223)と批判した。Turgot にとっても Linguet にとっても、賃銀鉄則はあらゆる労働の分野で必然的に生じるはずであった。しかし Turgot にとっては一般的には賃銀は労働者と企業者間の自由競争の原理によって決まるのであり、Linguet にとっては「労働させる人の数はきわめて少ないが、労働する者の数はぼう大である」(*Théorie*, vol. 2, p. 470)という現実によってのみ規制されるのである。したがって、唯一の生産手段を土地と考え、土地所有者を唯一の資本家とみる Turgot の基本的には重農主義の観点から現実の土地所有者以外における資本の形成を認める場合、Turgot は資本の本源的蓄積の原因を「利潤の節約」にのみ求め、そのため、労働者と企業家との間における自由競争は必ずしも完全ではなく、賃銀鉄則は必ずしも存在せず、また「最低生活費」のなかには「ある程度の利潤」がふくまれているという・あいまいな定義となざるをえなかった。しかし Linguet にあっては、さきにのべた労働市場における供給の超過という事実によって、賃銀鉄則は「かれの生命を延長するためよりは、むしろかれの死を延期するために」(*Ibid.*, p. 483)のみ作用するのである。こうして Linguet は資本制的蓄積の敵対的性格を直観的に把握した。そして Linguet はこの賃銀制度にともなう一般的隸属状態を脱するために賃銀制度を奴隸制社会への逆行によって廃止しようとした。Linguet は近代的な階級関係を封建的な身分関係に後退させることによって、資本主義批判を展開したため、かれが擁護した・小農民というよりは貧農の立場を階級的に意識できず、民衆にあわい期待をかけながら、そこに改革のエネルギーをみいだすことができなかった。そして Rousseau の遺骸が革命委員会によってパンテオンに移された 1794 年に、Linguet は断頭台において、そのパラドクスの生涯を閉じることとなった。